

第6号様式別表5の3の2記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の15第2項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、第6号様式別表5の3に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る労働者派遣等の明細の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。 この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。	
2 「第1号・法第72条の2第1項第3号・第4号に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 「労働者派遣等を受けた法人」の各欄	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」といいます。）第26条第1項又は船員職業安定法第66条第1項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づく労働者派遣（労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣をいいます。）又は船員派遣（船員職業安定法第6条第11項に規定する船員派遣をいいます。）を受けた法人が、当該法人に対して派遣をした者（以下「派遣元」といいます。）ごとに、各欄に記載します。	別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計①」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。
4 「労働者派遣等をした法人」の各欄	労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づく労働者派遣又は船員派遣をした法人が、当該法人から労働者派遣又は船員派遣を受けた者（以下「派遣先」といいます。）ごとに、各欄に記載します。	(1) 派遣先が法人以外のものについては、その他として一括記載して差し支えありません。 (2) 別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計②」及び「計③」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。
5 「派遣をした者（派遣元）」の「住所又は所在地」及び「派遣を受けた者（派遣先）」の「住所又は所在地」	派遣先又は派遣元の主たる事務所等の住所又は所在地を記載します。	
6 「派遣元に支払う金額」	法第72条の15第2項第1号に規定する当該労働者派遣又は船員派遣をした者に支払う金額（当該事業年度において労働者派遣又は船員派遣の役務の提供の対価として派遣元に支払う派遣料で、法人税の所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））を記載します。	消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。
7 「派遣人数」及び「労働時間数」	当該事業年度における派遣労働者（労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。）又は派遣船員（船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。）の人数及び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。 なお、当該人数及び労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日（派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの）を記載しても	(1) 人数については、労働者派遣契約書又は船員派遣契約書をもとに記載します。 (2) 労働時間数については、派遣先にあっては労

	差し支えありません。	働者派遣法第42条又は船員職業安定法第86条に規定する派遣先管理台帳を、派遣元にあつては労働者派遣法第37条又は船員職業安定法第77条に規定する派遣元管理台帳をもとに記載します。 (3) 人数及び労働時間数に代えて延べ派遣人数・日を記載する場合には、備考欄にその旨記載します。
8「派遣労働者等に支払う報酬給与額」	派遣労働者等に係る法第72条の15第1項各号に掲げる金額を記載します。ただし、労働者派遣等をした法人について、派遣労働者等が当該労働者派遣等をした法人の業務にも従事している場合には、当該労働者派遣等をした法人の業務に係る分を含めないで記載します。	
9「派遣先から支払を受ける金額」	法第72条の15第2項第2号に規定する当該労働者派遣等の役務の提供を受けた者から支払いを受ける金額（当該事業年度において労働者派遣等の役務の提供の対価として派遣先から支払を受ける派遣料で、法人税の所得の計算上益金の額に算入される金額）を記載します。	消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。

第6号様式別表5の4記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては、主たる事務所等（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る純支払利子の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2 「 第1号 ・ 法第72条の2第1項第3号 ・ 第4号 に掲げる事業 」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあつては収入金額課税事業分を含めないで記載します。 この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。	
4 「支払利子」及び「受取利子」の各欄	区分別に借入先ごと又は貸付先ごとに、各欄に記載します。	別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計①」及び「計②」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。
5 「区分」	次に掲げる利子の区分ごとに、それぞれ記載します。 (1) 支払利子 (イ) 借入金の利子 (ロ) 社債の利子 (ハ) 手形割引料 (ニ) 利子税及び延滞金（納期限の延長の場合に限りです。） (ホ) その他 (2) 受取利子 (イ) 貸付金の利子 (ロ) 預貯金の利子 (ハ) 公社債の利子 (ニ) 手形割引料 (ホ) 還付加算金 (ハ) その他	
6 「借入先」及び「貸付先」	相手先が特定できない場合には、空欄として差し支えありません。	
7 「期中の支払利子額」	法第72条の16第1項に規定する支払利子の額（当該事業年度において支払う負債の利子で、法人税の所得の計算上損金の額に算入されるものの額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））を記載します。	各区分ごとに、一の借入先に対する期中の支払利子額が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。
8 「借入金等の期末現在高」及び「貸付金等の期末現在高」	当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）の規定による申告にあつては、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在の金額をそれぞれ記載します。 ＊ 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書の規定による申告にあつては、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に	

	係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の金額をそれぞれ記載します。	
9「期中の受取利子額」	法第72条の16第1項に規定する受取利子の額（当該事業年度において支払を受ける利子で、法人税の所得の計算上益金の額に算入されるものの額）を記載します。	各区分ごとに、一の貸付先に対する期中の受取利子額が100万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。
10「純支払利子の計算③」	①の欄の金額から②の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、法第72条の19の規定の適用を受ける法人（特定内国法人）又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人にあつては負数、その他の法人にあつては零）を記載します。	
11「備考」	(1) 外国事業分、非課税事業分など補足説明が必要な内容について記載します。 (2) 「区分」の欄に「その他」と記載した場合には、その主な内容を記載します。 (3) 一括記載したものがある場合には、その件数等を記載します。	

第6号様式別表5の5記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払賃借料の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2 「第1号・第3号・第4号に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。 この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。	
4 「支払賃借料」及び「受取賃借料」の各欄	貸借している土地又は家屋（家屋とは、住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物をいいます。また、土地又は家屋には、これらと一体となって効用を果たす構築物及び附属設備を含みます。）ごとに、各欄に記載します。	(1) 別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計①」及び「計②」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。 (2) 契約において複数の土地又は家屋について賃借している場合には、契約ごとに、各欄に記載して差し支えありません。
5 「土地の用途又は家屋の用途若しくは名称」	(1) 土地についてはその用途（例えば、「宅地」、「駐車場」など）を記載します。 (2) 家屋についてはその用途（例えば、「事務所」、「店舗」など）を記載し、当該家屋について名称（ビル名等）があるときは（ ）書きで当該名称を併記します。	
6 「契約期間」	契約書等における契約期間を記載します。なお、この契約が更新されている場合には、更新した期間も含めて記載します。	
7 「期中の支払賃借料」	法第72条の17第1項に規定する支払賃借料（当該事業年度において土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権等の権利でその存続期間が1月以上であるものの対価として支払うもので、法人税の所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））を記載します。	(1) 一の土地又は家屋に係る期中の支払賃借料が10万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。 (2) 消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。
8 「期中の受取賃借料」	法第72条の17第1項に規定する受取賃借料（当該事業年度において土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権等の権利でその存続期間が1月以上であるものの対価として支払を受けるもので、法人税の所得の計算上益金の額に算入される金額）を記載します。	(1) 一の土地又は家屋に係る期中の受取賃借料が10万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。 (2) 消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。

9「純支払賃借料の計算③」	①の欄の金額から②の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、法第72条の19の規定の適用を受ける法人（特定内国法人）又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人にあつては負数、その他の法人にあつては零）を記載します。	
10「備考」	(1) 「土地の用途又は家屋の用途若しくは名称」において記載した土地又は家屋の一部を賃借している場合には、その部分（例えば、「ビルの1～3階部分」など）が分かるように記載します。 (2) 契約ごとに記載したもの又は一括記載したものがある場合には、当該内容又は代表的な用途及び箇所（例えば、「業務用駐車場10ヶ所」など）を記載します。 (3) 期中の支払賃借料又は受取賃借料に含まれない次に掲げるようなものがあり、補足説明が必要な場合には、その内容及び金額を記載します。 (イ) 土地又は家屋に係る権利金その他の一時金 (ロ) 土地又は家屋の賃借権等に係る役務の提供の対価として明確かつ合理的に区分されているもの	

第6号様式別表5の6の3記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法附則第9条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じです。）の規定による控除を受ける場合（令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において同条第13項の適用を受ける場合に限ります。）に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額^㉔」から「付加価値額からの控除額^㉕」までの各欄の金額等について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (3) この明細書の①から㉓までの各欄については、おおむね法人税の明細書（別表6(24)）に記載した1から14まで及び20並びに法人税の明細書（別表6(24)付表1）に記載した1から19までの各欄に記載したところに準じて記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「第1号・第3号・第4号に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「適用可否 ③」	次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載します。 (1) ①の欄の金額が10億円以上であり、かつ、②の数が1,000人以上である場合で、政令附則第6条の2第4項に規定する事項を公表している場合（同条第5項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限ります。） (2) ②の数が2,000人を超える場合で、政令附則第6条の2第4項に規定する事項を公表している場合（同条第5項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限ります。） (3) ①の欄の金額が10億円未満であり、かつ、②の数が2,000人以下である場合 (4) ②の数が1,000人未満である場合	(1) 法附則第9条第13項の規定による控除は、⑦の数値が100分の3以上であることも必要です。 (2) (2)については、令和6年4月1日以後に開始する事業年度に限ります。 (3) (3)については、令和6年3月31日以前に開始する事業年度については、「①の欄の金額が10億円未満である場合」と読み替えます。
3 「国内雇用者に対する給与等の支給額 ㉑」、「㉑の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額 ㉒」及び「㉒のうち雇用安定助成金額 ㉓」	㉑の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の5第5項第4号に規定する適用年度をいいます。以下同じです。）の月数に満たないときは、租税特別措置法施行令第27条の12の5第18項第2号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除きます。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）附則第45条の2第3項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除きます。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の5第5項第3号に規定する給与等をいいます。以下同じです。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の5第1項第2号イ又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第42条の12の5第1項第2号に規定する他の者から支払を受ける金額又は租税特別措置法第42条の12の5第5項第6号イ若しくは令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第6号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の upper 段にそれぞれ外書として記載してください。	
4 「適用年度の月数／㉑の前事業年度又は前連結事業年度の月数 ㉒」	㉑の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が適用年度の月数に満たないときは、「㉑の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」として計算してください。	
5 「比較雇用者給与等支給額 ㉕」	(1) ㉑の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が適用年度の月数に満たないときは、「㉑－㉒＋㉓」とあるのは、「(㉑＋(㉑の外書))－(㉒＋(㉒の外書))＋(㉓＋(㉓の外書))」として計算してください。 (2) 租税特別措置法施行令第27条の12の5第19項又は第20項の	

	規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合には、租税特別措置法第42条の12の5第5項第11号又は令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第10号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載します。	
6「調整比較雇用者給与等支給額②⑥」	(1) ②⑥の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が適用年度の月数に満たないときは、「②①－②②」とあるのは、「(②①＋(②②の外書))－(②②＋(②②の外書))」として計算してください。 (2) 租税特別措置法施行令第27条の12の5第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合には、租税特別措置法施行令第27条の12の5第21項（第2号に係る部分に限ります。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第5項第6号ロ又は令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第6号ロに掲げる金額を記載します。	
7「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより、記載します。 (1) 当該適用年度の月数と、②⑦の欄の2の欄の月数とが同じ場合 ②⑦の欄から③③の欄までの3の各欄は記載する必要はありません。 (2) ②⑦の欄の2の欄の月数が当該適用月数に満たない場合 ②⑧の欄から③③の欄までの2の各欄は記載する必要はありません。 (3) ②⑦の欄の2の欄の月数が当該適用月数を超える場合 ②⑦の欄から③③の欄までの3の各欄は記載する必要はなく、③③の欄の2の欄には、③①の欄の2の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の5第7項第2号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載します。	
8「継続雇用者に対する給与等の支給額 ②⑧」	損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第5項第4号又は令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載します。	
9「①①のうち所得等課税事業に係る額又は①①×④③／④⑥ ③⑨」	(1) ①①のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。）に係る額を記載します。 (2) (1)の計算が困難であるときは、①①の欄の金額に④③の欄の従業者数を④⑥の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
10「①①のうち収入金額等課税事業に係る額又は①①×④④／④⑥ ④⑩」	(1) ①①のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（以下「収入金額等課税事業」といいます。）に係る額を記載します。 (2) (1)の計算が困難であるときは、①①の欄の金額に④④の欄の従業者数を④⑥の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
11「①①のうち特定ガス供給業に係る額又は①①×④⑤／④⑥ ④⑪」	(1) ①①のうち法第72条の2第1項第4号に掲げる事業（以下「特定ガス供給業」といいます。）に係る額を記載します。 (2) (1)の計算が困難であるときは、①①の欄の金額に④⑤の欄の従業者数を④⑥の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
12「控除対象額④②」	(1) 事業税を課されない事業若しくは法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下「事業税を課されない事業等」といいます。）、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち、複数の事業を併せて行う法人が、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ④④の欄の金額に③⑨の欄の金額を①①の欄の金額で	

	除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ③⑧の欄の金額に③⑨の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ④④の欄の金額に④④の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (ニ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ③⑧の欄の金額に④④の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (ホ) 特定ガス供給業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ④④の欄の金額に④④の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (ヘ) 特定ガス供給業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ③⑧の欄の金額に④④の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
13「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数④③」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数④④」、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数④⑤」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数④⑥」	次に掲げる場合に該当する場合には、④③の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、④④の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、④⑤の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、④⑥の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち事業税を課されない事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。 (1) 所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業（以下「所得等課税事業等」といいます。）を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合 (2) 事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合 (3) 所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合	従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。
14「付加価値額からの控除額④⑦」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 事業税を課されない事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人 ④⑦の欄の金額に、④⑧の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。 (ロ) (イ)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ③⑧の欄の金額に、④⑧の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。	

	(ハ) その他の法人 ⑭の欄の金額に、④⑨の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
--	---	--